

条例改正の概要

※ 表中、「㊦」印の部分は条例で定め、その他の部分は施行規則で定める。

(1) 街づくりのしくみ

① 初期活動段階へ支援

- ・初期活動の段階に、グループで登録する「地区街づくり準備会」を位置付け、技術的な支援に加え、新たに活動費に対する助成を行う。この段階で、次のステップに進むための準備を行うことになる。

		現 行	改正案
支援内容	住民の街づくり活動発意	<ul style="list-style-type: none"> ・技術支援、情報提供 ・専門家派遣（1団体2回） →10人以上のグループ 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術支援、情報提供 ・専門家派遣（1団体2回） →3人以上のグループ
	地区街づくり準備会	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・技術支援、情報提供 ・専門家派遣（2回/年） ・活動費助成（参加者×2,000円、上限10万円） →準備会登録が必要㊦ <ul style="list-style-type: none"> ・活動区域が設定 ・地区住民等の自由な参加 ・3人以上の参加

② 街づくり組織の一本化

- ・地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体の区分を廃止し、「地区街づくり協議会」に一本化する。

		現 行	改正案
組 織		<ul style="list-style-type: none"> ・地域街づくり協議会（認定）㊦ ・地区街づくり推進団体（登録）㊦ 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区街づくり協議会（認定）㊦
支援内容	地域街づくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・技術支援、情報提供 ・専門家派遣（4回/年） ・活動費助成（構成員×2,000円 かつ上限10万円） 	地区街づくり協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・技術支援、情報提供 ・専門家派遣（6回/年） ・活動費助成（会合、印刷、通信等経費の合計額、かつ上限20万円）
	地区街づくり推進団体	<ul style="list-style-type: none"> ・技術支援、情報提供 ・専門家派遣（計12回） ・活動費助成（会合、印刷、通信等経費の合計額、上限設定なし） 	

③ 地区街づくり協議会の要件等

- ・地区街づくり協議会の認定要件について、活動区域の最低面積を定めるとともに、地区住民等の合意割合を緩和する。

		現 行	改正案
団体認定等要件	地域街づくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・目的：都市マスに沿った街づくりの実現をめざすもの ・区域：一つの町名单位を目安 ・構成員：参加を希望する住民等及び地域内にあるすべての自治会、商工業団体が参加 	地区街づくり協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・目的：地区の土地利用等の計画やルールづくり、及びその維持管理等の活動[㊦] ・区域：5千㎡以上の連続した一体の区域[㊦] ・構成員：地区住民、関係商工業団体の自由な参加[㊦] ・合意形成：地区住民等や関係商工業団体等への周知活動が十分に行われ、かつ地区住民等の1/5以上の合意
	地区街づくり推進団体	<ul style="list-style-type: none"> ・目的：地区計画等のルールを活用により都市マスの実現をめざすもの ・区域：一体として地区の特性にふさわしい区域 ・構成員：参加を希望する住民等 ・合意形成：すべての自治会、商工業団体が参加、又は土地、建物所有者の概ね1/3以上の合意 	

- ・「地区街づくり計画」の認定要件について、地区住民等の合意割合を見直すとともに、住民周知のための縦覧制度を取り入れる。

		現 行	改正案
地区街づくり計画認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の区域が協議会の区域と一致 ・計画の内容が都市マスに即したものの ・地区住民等への周知活動、意見収集等が十分に行われている ・合意形成：所有者の2/3以上の合意、かつ参加するすべての組織等の合意 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の区域が協議会の区域と一致 ・計画の内容が都市マスに即したものの ・地区住民等への周知活動、意見収集等が十分に行われている ・合意形成：地区住民等の1/2以上の合意 <p>※市民に対し、縦覧（2週間）を実施し、意見書の提出を求める。[㊦]</p>	

- ・「街づくり協定」の認定要件について、地区住民等の合意割合を見直すとともに、住民周知のための縦覧制度を取り入れる。

		現 行	改正案
街づくり協定認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ・協定の内容が都市マス及び地区街づくり計画に即したものの ・地区住民等への周知活動、意見収集等が十分に行われている ・合意形成：所有者の7割以上の合意、かつ参加するすべての組織等の合意 	<ul style="list-style-type: none"> ・協定の内容が都市マス及び地区街づくり計画に即したものの ・地区住民等への周知活動、意見収集等が十分に行われている ・合意形成： <ul style="list-style-type: none"> ○協定に方針等を定めるとき、地区住民等の1/2以上の合意 ○前項に加え建築物等の基準を定めるとき、地区住民等の2/3以上の合意 <p>※市民に対し、縦覧（2週間）を実施し、意見書の提出を求める。[㊦]</p>	

④ 地区計画等の案の提案制度の導入

- ・地区街づくり協議会は、地区計画等の住民原案を、一定の要件のもと市に申し出ることができることとする。

	現 行	改正案
地区計画等の住民原案の申出要件	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画の内容が都市マス及び地区街づくり計画に即したもの ・地区住民等への周知活動、意見収集等が十分に行われている ・合意形成 <ul style="list-style-type: none"> ○地区住民等の2/3以上の合意 ○地区街づくり計画又は地区街づくり協定の認定を受けている場合、地区住民等の1/2以上の合意

(2) 活動状況等の検証

① 市への活動状況等の報告

- ・市は、街づくり組織に対し活動状況等の報告を求めることができることとする。

	現 行	改正案
活動報告	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・街づくり組織に対し、街づくり推進会議の意見を聴いて、活動状況等の報告を求めることができる。㊦

(3) その他の改正事項

① 地区の計画やルールに対する市民、事業者及び市の責務の明確化

- ・市民は、地区街づくり計画や地区のルールを尊重して市民活動を行うことを義務付ける。
- ・事業者は、地区街づくり計画や地区のルールを尊重して事業を行うことを義務付ける。
- ・市は、地区街づくり計画や地区のルールを市の街づくり施策に反映するとともに、市が行うべき事業に関しては、その配慮に努めることを義務付ける。

	現 行	改正案
市民の責務	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動を行う上で、自らが策定した地区街づくり計画及び地区のルールを尊重するよう努めなければならない。㊦
事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行う場合は、市の街づくり施策に協力するよう努める。㊦ 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行う場合は、市の街づくり施策に協力するよう努めるとともに、住民等が策定した地区街づくり計画及び地区のルールを尊重するよう努めなければならない。㊦
市の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の策定及び実施する場合、市民の意見を十分に反映させるよう努める。㊦ 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の策定及び実施する場合、市民の意見を十分に反映させるとともに、住民等が策定した地区街づくり計画及び地区のルールに配慮するよう努めなければならない。㊦

② 協議会の活動目的の拡大

- ・協議会の活動目的として、地区街づくり計画や地区のルールに関して、その運用及び維持管理についての取り組みを義務付ける。

	現 行	改正案
運用、維持管理等	規定なし	・策定された地区街づくり計画や地区のルールに関して、その運用及び維持管理に取り組むものとする。㊦

③ 助成期間の見直し

- ・地区街づくり協議会等の活動費に対する助成の期間を設ける。

		現 行	改正案	
助成期間	地区街づくり準備会	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以内 ※1年度を限度に延長可 	
	地域街づくり協議会	・無期限	地区街づくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・街づくり計画の策定：3年以内 ・地区のルールづくり：3年以内 ※いずれも2年を限度に延長可
	地区街づくり推進団体	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以内 ※2年を限度に延長可 		

街づくりの流れ（体系）

